

安城市 P P P 事業審議会（安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事及び管理運営委託事業者選定等審議会）運営規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設の基幹的設備改良工事及び管理運営委託事業（以下「本件事業」という。）に関する事項を調査審議するために安城市附属機関の設置に関する条例（平成 25 年安城市条例第 34 号）の規定に基づき設置する安城市 P P P 事業審議会である「安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事及び管理運営委託事業者選定等審議会」（以下「審議会」という。）の運営に関し、同条例及び安城市 P P P 事業審議会規則（安城市規則第 52 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は、本件事業に関する次に掲げる事項を調査し、審議する。

- （1）事業者選定方式に関すること。
- （2）実施方針に関すること。
- （3）特定事業の選定に関すること。
- （4）民間事業者の募集・選定に関すること。
- （5）入札説明書又は募集要項に関すること。
- （6）要求水準書に関すること。
- （7）契約書案に関すること。
- （8）落札者決定基準又は事業者選定基準に関すること。
- （9）入札者又は提案書の審査、評価に関すること。
- （10）落札者又は優先交渉権者の選定に関すること。
- （11）その他事業の推進に関し、必要なこと。

（委員の責務）

第 3 条 審議会の委員は、直接的又は間接的であるかを問わず、本件事業に関する入札等に参加し、又は民間事業者の提案に参画してはならない。

（庶務）

第 4 条 審議会の庶務は、環境部ごみ資源循環課において処理する。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。